

「宿泊税制度概要」及び「宿泊税の主な使途」（案）

1. 宿泊税制度概要

項目	概要	備考	行政上の課題
税目	宿泊税 (法定外目的税)	宿泊行為に課税	課税対象となる「宿泊」に係る判断基準を明確にすることが求められる。
課税客体(納税義務者)	①旅館・ホテル ②簡易宿所 ③民泊住宅 の宿泊者 (納税義務者=宿泊者)	①旅館業法の許可を受けて行う事業 ②同上 ③住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅	小規模事業者を組み込むことによる収納率低下が懸念され、特に家主不在型の民泊においては対応の難しさが予想される。適正な申告や申告内容等の確認に係る実地調査が求められる。
税率・税額	定額制 〔1人1泊 100~200円税収見込額〕 免税点なし、延100万人泊/年 100円→1億円、200円→2億円	公平性及び応益性の観点から一律での課税 宿泊料金での段階税率なし	観光振興に関する役割分担、また、納税者一人当たりの課税額等について協議を行うよう、北海道知事に対し求めている。
課税免除(非課税事項)	宿泊料金の免税点なし 修学旅行等に参加する者および引率者	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く) 学校教育の一環とみなされる行事への参加	課税免除を設定する場合、宿泊者や宿泊事業者の混乱を避けるため、対象者の範囲を明確にすることが求められる。
課税期間	条例施行後5年を目途に制度を検証し、必要に応じて見直し	一定の課税を行う期間を定めることが適当であるとの国の通達により、導入他都市の事例を踏まえ、5年ごとの検証と見直しを規定	法定外目的税であるため、制度を検証する必要がある(協議体等の設置)。 導入他都市や北海道と見直しのタイミングについて調整が求められる。
減免	天災等により減免を認める者	対象 ・特別徴収義務者(宿泊事業者) ・納税義務者(宿泊者)	
特別徴収奨励金(交付金)	見直しまでの5年間:納入額の3% 交付下限額:1,000円	半年ごとに算定・交付 《例》納入額 30,000円/半年 30,000円×3%=900円 1,000円未満⇒1,000円交付	宿泊事業者の事務負担が想定されるため、特別徴収に係る簡素な制度設計、事務負担に対する奨励金制度の導入等が求められる。
入湯税との調整	入湯客1人1泊の税率を150円から100円へ引下げ(日帰りの入湯客1人100円は据置)	宿泊税を課す間、納税義務者の負担を軽減	入湯税(約5,000万円)が2/3となり約1,500万円の税収減が見込まれる。 入湯税と宿泊税の使途を調整する必要がある。

< その他の課題等 >

- 約200件に上る宿泊施設から確実な申告と納付のための調整
(旅館・ホテル 46 件、簡易宿所 109 件、民泊施設 48 件 合計 203 件 R3.7.1 現在)
- 徴税コストの試算：
徴収にかかる人件費(市民税課／納税課)
システム改修(約200万円×5年リース・・・)
徴収奨励金(3%で仮定すると300万円／年) など
- 宿泊税条例可決後、総務大臣の同意申請。総務大臣からの同意後、周知期間に 1 年、徴税システムの構築を経て施行
(条例提案のタイミングは新型コロナの状況、世論等の状況等を踏まえ慎重に判断)
- アンケート結果では「免税点の設置」を求める声が多く、下記のとおり試算
アンケートによる宿泊料金別の宿泊人数について、3000円未満の割合は約3%。本市の宿泊客延数約100万人に約3%を乗じると約3万人が3000円未満と見込まれる。
3000円を免税点とすると、宿泊税による税収としては約300万円～600万円の影響となる。

2. 宿泊税の主な用途

次のとおり、本市の観光振興にかかる事業に活用する。

(1) 観光インフラの整備

公共無線LAN(WiFi)の整備、二次交通対策(観光用循環バス等の整備など)、多言語案内の整備、公衆トイレの整備、歴史的建造物の保全、観光地の除排雪の拡充など

(2) 誘致プロモーション

国内外のプロモーションの拡充、SNSを活用したターゲットごとの誘客宣伝事業、新たな観光資源の開発、クルーズ船誘致の強化など

(3) 受け入れ環境の整備

観光案内所の機能強化、美しい街並みや景観の保全、観光客のための災害対応策、キャッシュレス決済サービスの推進など

(4) 観光施策推進体制などの強化

地域DMO(観光まちづくり法人)の運営体制強化、観光関連各種調査業務、観光を支える人材の育成など、災害等による観光需要の落ち込みに備えた基金の創設など

※具体的な用途については、協議体の設置など関係事業者等の意見を参考に検討する。